

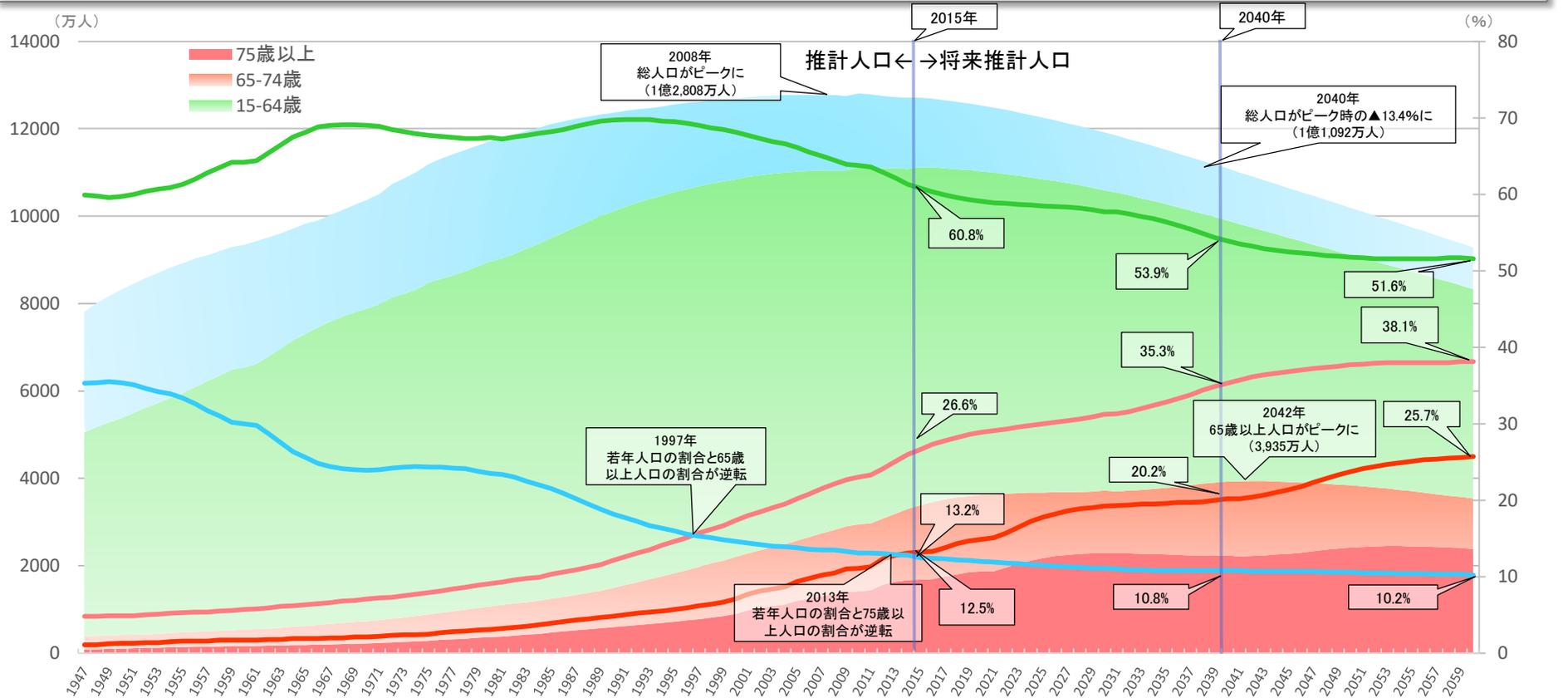
# 広域連携施策について

令和6年6月4日

自治行政局市町村課  
課長補佐 浅見 仁

# 日本の人口の推移

○ 我が国の人口は、戦後、増加を続けていたが、2008年の1億2,808万人をピークに減少局面に入り、2040年には1億1,092万人(ピークの2008年対比▲13.4%)となる。65歳以上人口は、2042年に3,935万人でピークを迎える。



	1947	1965	1990	2015	2040	2060	(万人)
0-14歳人口	2,757	2,517 (▲241)	2,254 (▲262)	1,595 (▲660)	1,194 (▲401)	951 (▲243)	
15-64歳人口	4,678	6,693 (+2,015)	8,614 (+1,921)	7,728 (▲886)	5,978 (▲1,751)	4,793 (▲1,185)	
65-74歳人口	288	431 (+143)	894 (+463)	1,708 (+814)	1,681 (▲27)	1,154 (▲528)	
75歳以上人口	87	187 (+101)	599 (+411)	1,679 (+1,080)	2,239 (+561)	2,387 (+147)	

(1947年～2015年は総務省統計局「推計人口(各年10月1日現在)」から作成、2016年～2060年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(H29.4推計)」から作成)  
(右表中、括弧書きは前期比)

# 出生数及び合計特殊出生率の状況

- 我が国の出生数は、第2次ベビーブームをピークに一貫して減少しており、近年は年間100万人を下回っている。
- 合計特殊出生率について、平成18年から上昇傾向にあったものの、平成28年から再び低下基調に転じている。
- 都道府県別に見ると、東京都・大阪府やその近隣府県などにおいて合計特殊出生率が全国平均を下回っている。

出生数は減少の一途を辿り、2022年は初めて80万人を下回った。

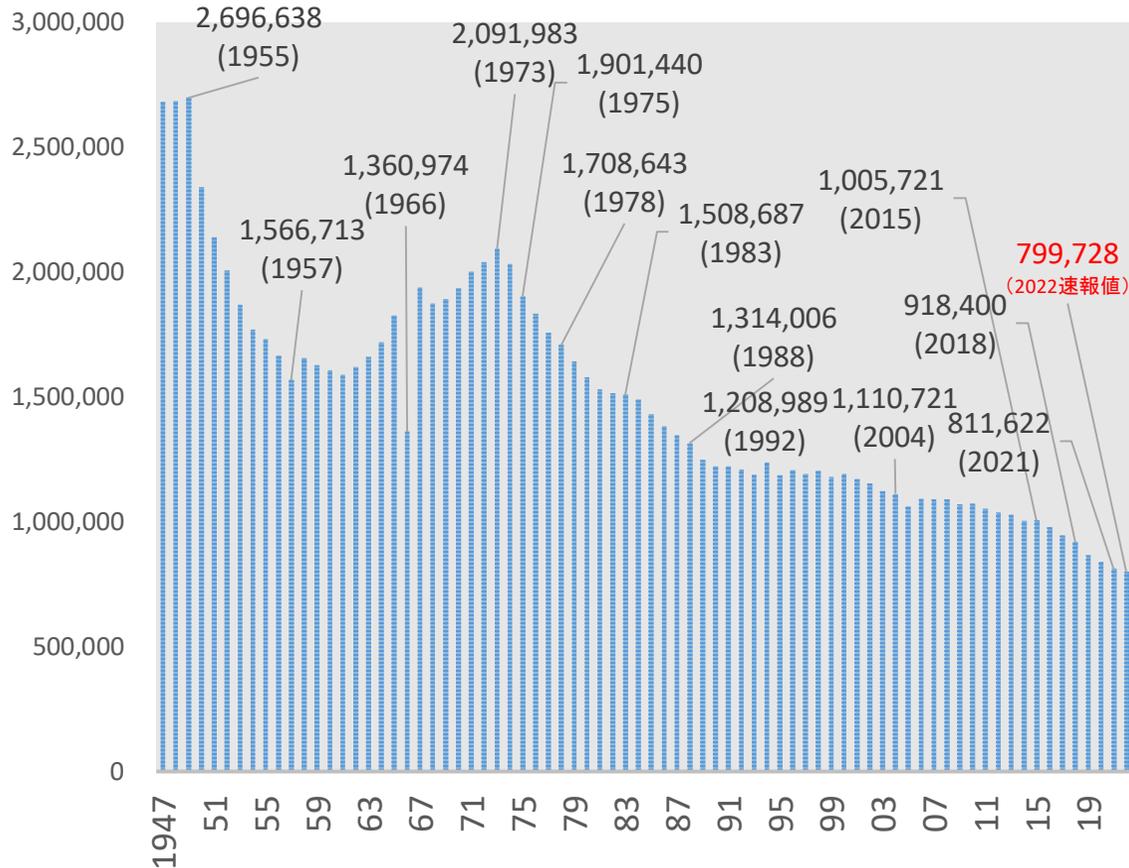
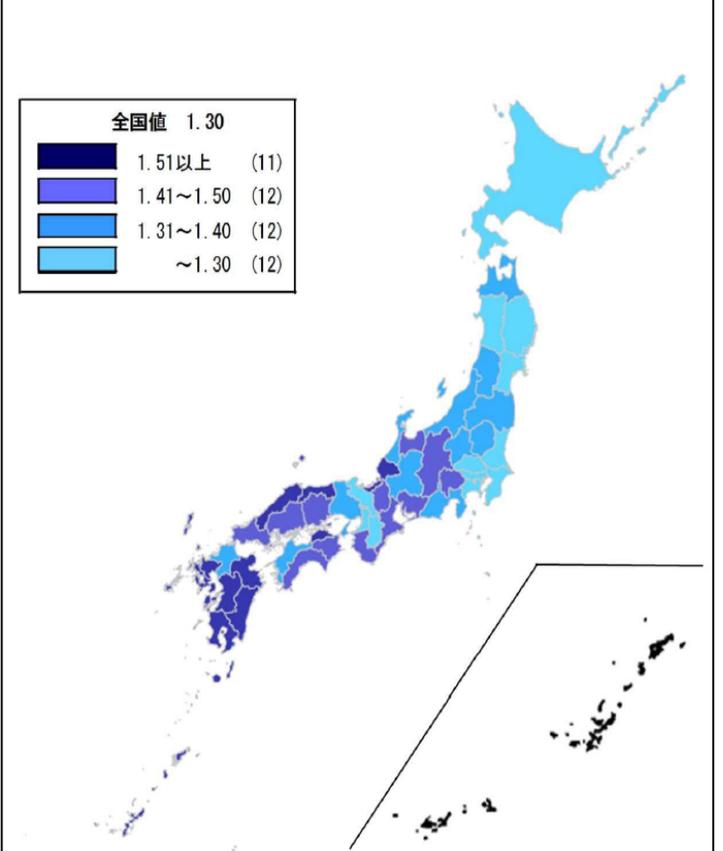


図3 都道府県別にみた合計特殊出生率（令和3年(2021)）

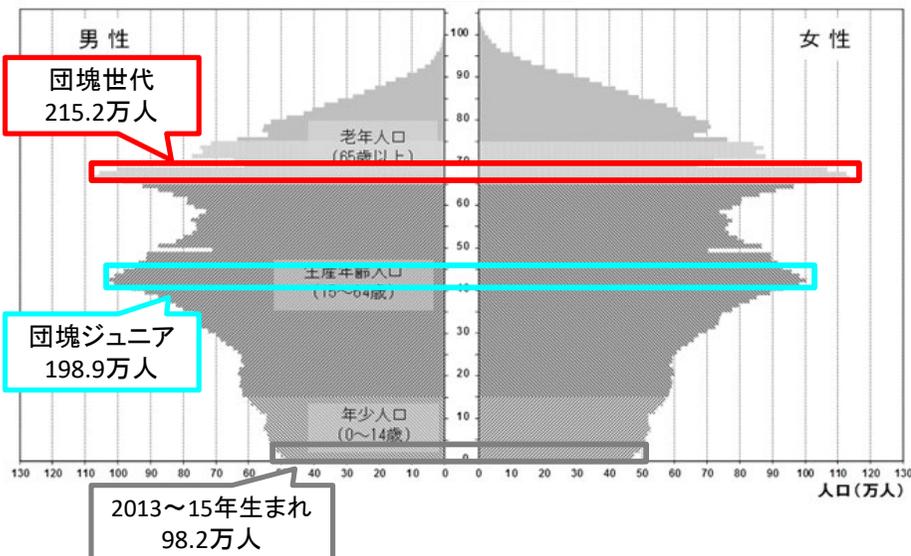


出典：「令和3年（2021）人口動態統計月報年数（概数）の概況」及び「人口動態統計速報（令和4年(2022)12月分）」（厚生労働省）を一部加工

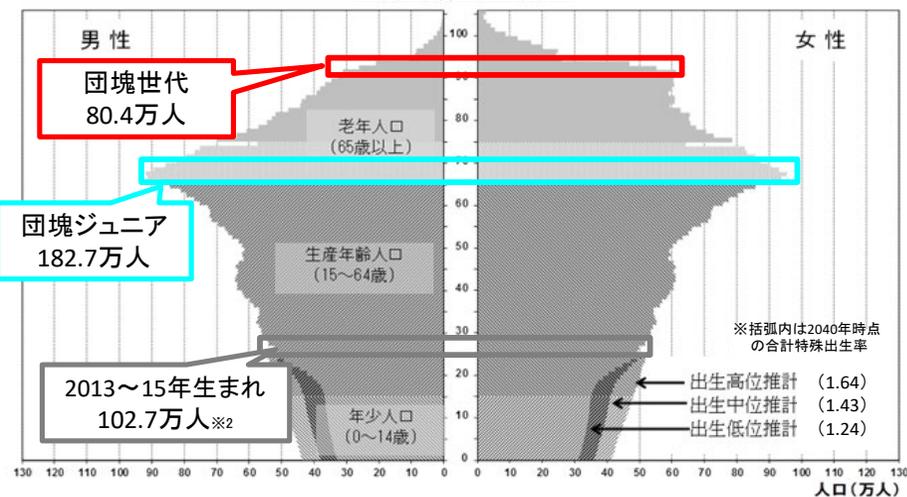
# 我が国の人口構造について

- 2040年には、団塊の世代(出生数 260~270万人/年)及び団塊ジュニア世代(出生数 200~210万人/年)が高齢者となっており、我が国の人口ピラミッドはいわゆる棺おけ型になる。
- 近年の出生数は、年間100万人に満たない(2020年は84万人)。2040年にはこの世代が20歳代となる。

2015年



2040年



	出生数	2015年※1	2040年※1
<b>団塊の世代</b> 1947~49年生まれ	267.9万人 ~269.7万人	215.2万人 66~68歳	80.4万人 91~93歳
<b>団塊ジュニア</b> 1971~74年生まれ	200.1万人 ~209.2万人	198.9万人 41~44歳	182.7万人 66~69歳
<b>【参考】</b> 2013~15年生まれ	100.4万人 ~103.0万人	98.2万人 0~2歳	102.7万人※2 25~27歳

※1 2015年、2040年の各世代人口は各年齢の平均を記載。

※2 日本の将来推計人口は、国籍に関わらず日本に在住する総人口を推計の対象としており、国際人口移動率(数)を仮定して推計を実施している。

出典: 出生数は厚生労働省「人口動態統計調査」から作成、  
2015年、2040年人口は「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)から作成

# 2040年頃までの個別分野の課題

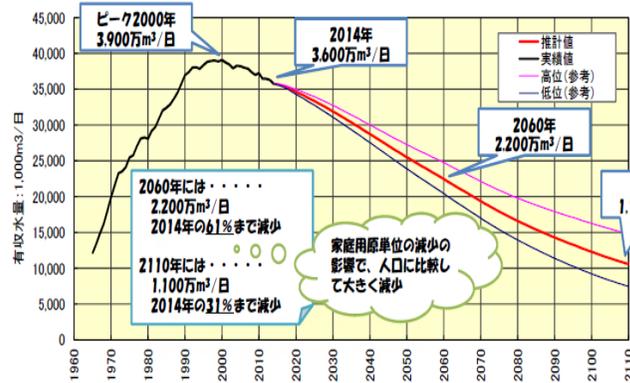
**【インフラ】 老朽化したインフラ・公共施設が大幅に増加。**

《建設後50年以上経過する社会資本の割合<sup>注1</sup>(令和2年度算出)》



注1) 建設後50年以上経過する施設の割合については、建設年度不明の施設数を除いて算出。  
 注2) 国：堰、床止め、閘門、水門、揚水機、排水機、樋門・樋管、陸門、管理橋、浄化施設、その他(立坑、遊水池、ダム、独立行政法人水資源機構構法に規定する特定施設を含む)。  
 都道府県・政令市：堰(ゲート有り)、閘門、水門、樋門・樋管、陸門等ゲートを有する施設及び揚水機、排水機、ダム。  
 注3) 一部事務組合、港務局を含む。  
 出典：令和4年版 国土交通白書

**【インフラ】 人口減少下では、公営企業(水道)の料金が上昇するおそれ。**



出典：厚生科学審議会(水道事業の維持・向上に関する専門委員会)報告書(平成28年11月25日)

※高位、低位は、日本の将来推計人口の死亡低位出生高位(高位)、死亡高位出生低位(低位)の推計結果

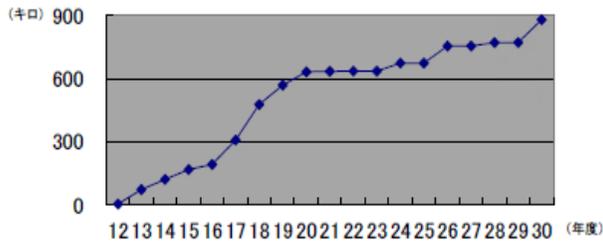
(例)小規模市町村(A町)の水道事業の見通し

	H29(2017)	H39(2027)	H49(2037)
給水人口	1.2万人	1.0万人	0.8万人
供給単価(円/m <sup>3</sup> )	174.6	323.6	602.7
平均的な4人家族の料金	3,957円	7,335円	13,661円

**【公共交通】 乗合バス・鉄道の廃止路線が増加。**

廃止路線(乗合バス・鉄道)の状況

鉄道廃止路線長の推移(平成12年以降累計)  
 【平成30年4月1日時点】



出典：国土交通省HP(地域鉄道の現状「近年廃止された鉄道路線(平成12年度以降)」)

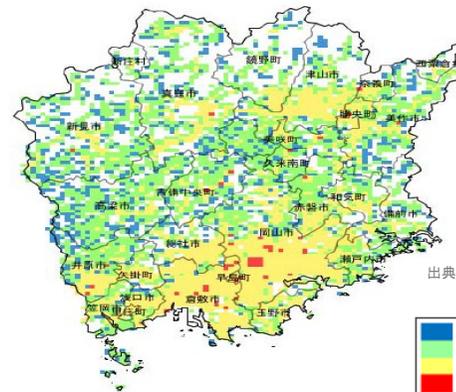
出典：国土交通省「地域公共交通の活性化及び再生の将来像を考える懇談会」  
 第1回資料(平成28年6月15日)より作成

(各年度)

年度	廃止バス路線キロ
19年度	1,832
20年度	1,911
21年度	1,856
22年度	1,720
23年度	842
24年度	902
25年度	1,143
26年度	1,590
計	11,796

**【集落】 中山間地域では、集落機能の維持が困難になるような低密度化が発生するおそれ。**

岡山県の人口の増減(2010→2050)

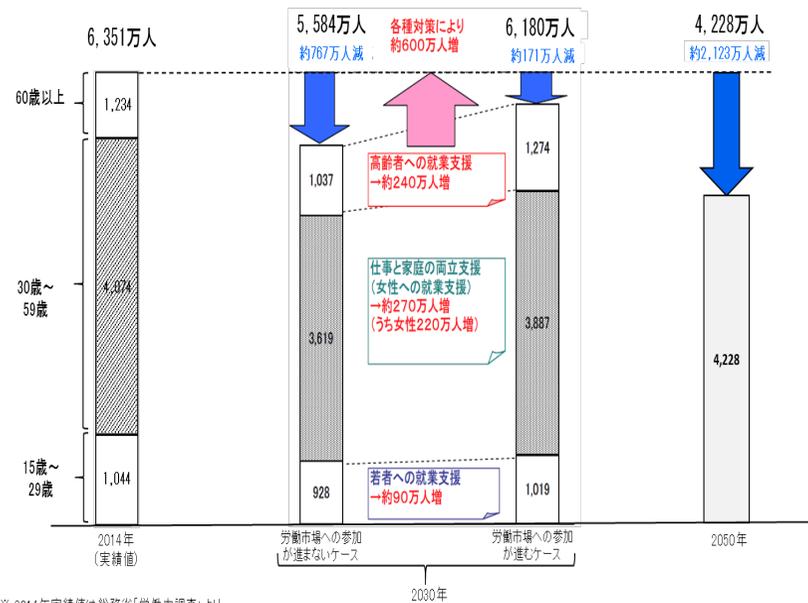


出典：国土交通省「国土のグランドデザイン2050(平成26年7月4日)」人口関係参考資料

■ 非居住地化  
 ■ 50%以上100%未満減少  
 ■ 0%以上50%未満減少  
 ■ 増加

# 2040年頃までの個別分野の課題

**【労働力】 高齢者と女性、若者の労働参加が進まない**  
と労働力不足が顕著に。(2030年に600万人の差)

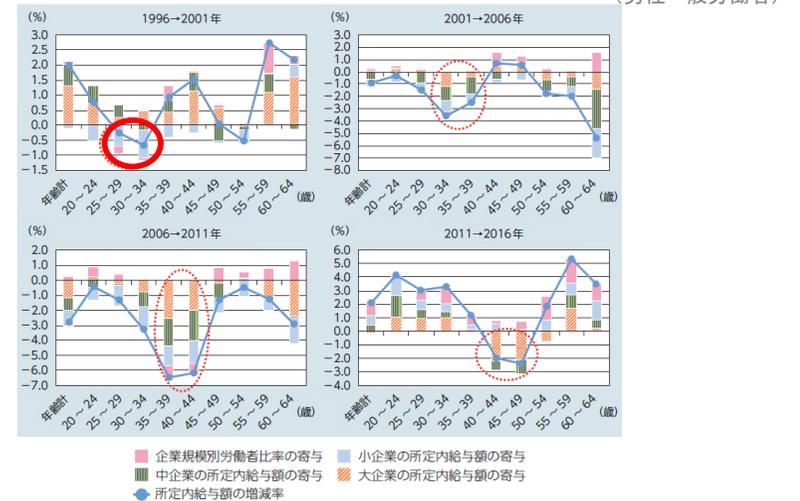


※ 2014年実績値は総務省「労働力調査」より。  
 ※ 2030年の労働力人口は、(独)労働政策研究・研修機構「2007年度帯給推計研究会」における推計結果をもとに、厚生労働省「雇用政策研究会」において検討したもの。  
 ※ 2030年の労働力人口は、2030年以降の性・年齢階級別労働力率が変化しないと仮定して、平成18年将来推計人口(中位推計)に基づき、厚生労働省社会保障担当参事官室において推計。  
 ※ 「労働市場への参加が進まないケース」とは、性・年齢別の労働力率が2006年時点と同じ水準で推移すると仮定したケース。  
 ※ 「労働市場への参加が進むケース」とは、各種施策を講ずることにより、若者、女性、高齢者等の労働市場への参入が進むケース。

出典：内閣官房「一億総活躍国民会議(第2回H27.11.12)」事務局提出資料、厚生労働省「平成19年度第7回雇用政策研究会(H19.11.28)」雇用政策研究会報告書(案)付属資料より作成

**【就職氷河期】 バブル崩壊後の就職氷河期に就職した世代**  
(特に1972~76年生まれ)は長期にわたり給与が低い。

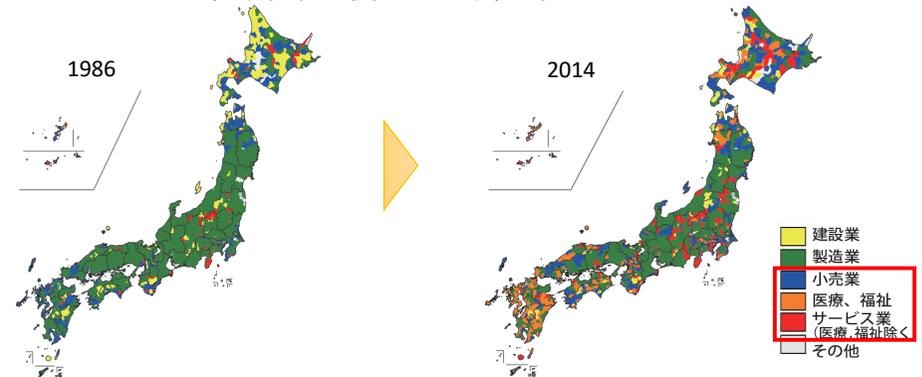
年齢階級別 所定内給与額の変化と要因 (男性一般労働者)



出典：平成29年版 厚生労働白書

**【産業】 地方圏では労働集約型サービス産業が増加。**

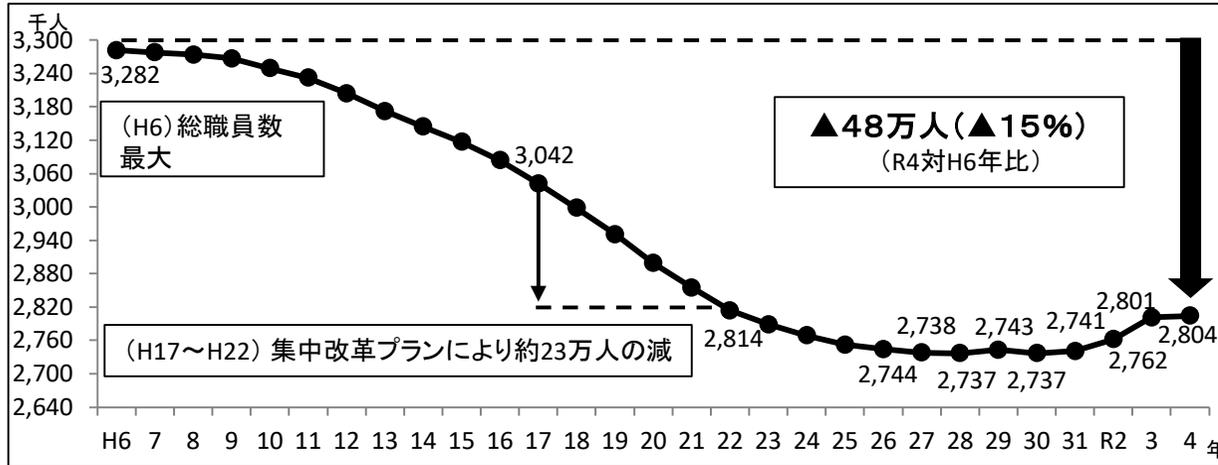
従業者数が最多となる業種(市町村別)



# 地方公共団体の職員数の推移

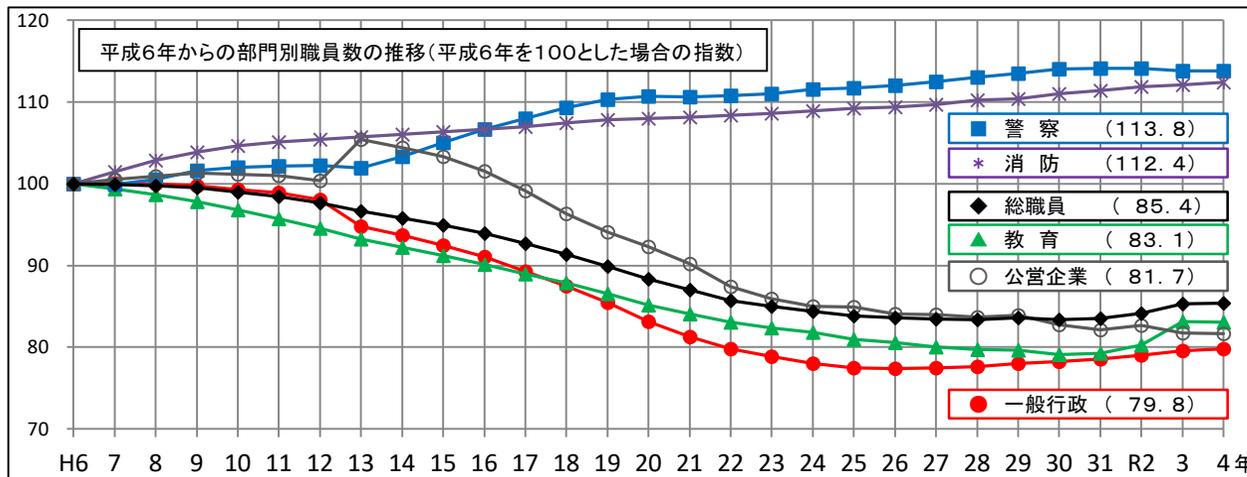
- 総職員数は、平成6年をピークとして、平成28年まで一貫して減少。その後、横ばいから微増傾向。
- 一般行政部門は、全体で▲20%減少する一方、警察部門及び消防部門は、組織基盤の充実・強化のため、平成6年以降も増加傾向。

## 1. 総職員数



- 総職員数 (令和4年4月1日現在) : 280万3,664人 (対前年 : +3,003人)
- 総職員数は、平成6年をピークとして、平成28年まで一貫して減少。その後、横ばいから微増傾向。累積で約48万人の減少。

## 2. 部門別職員数

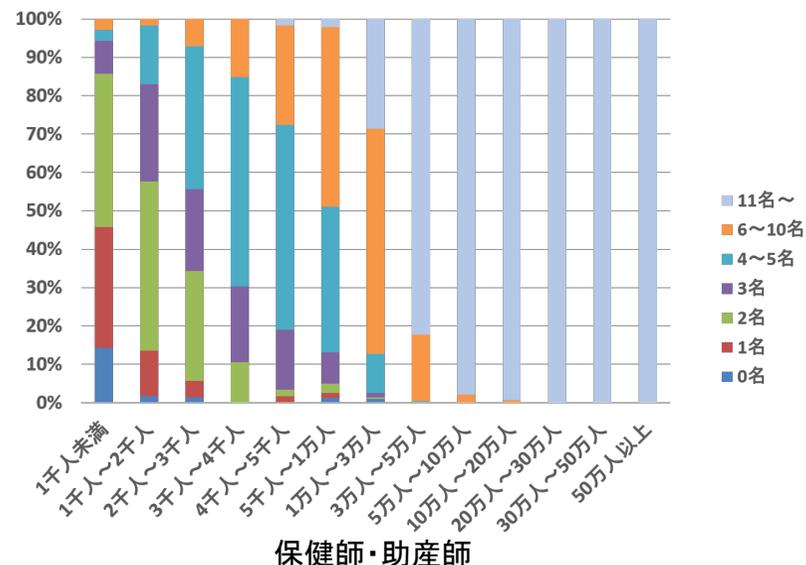
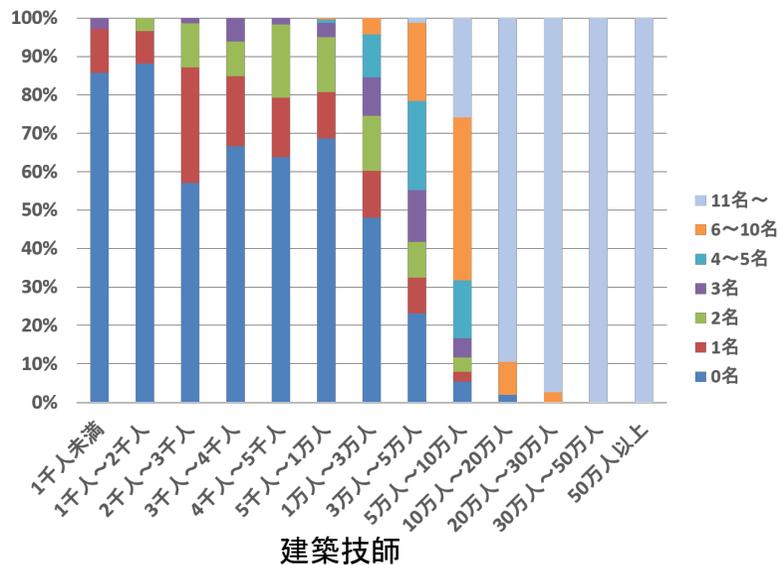
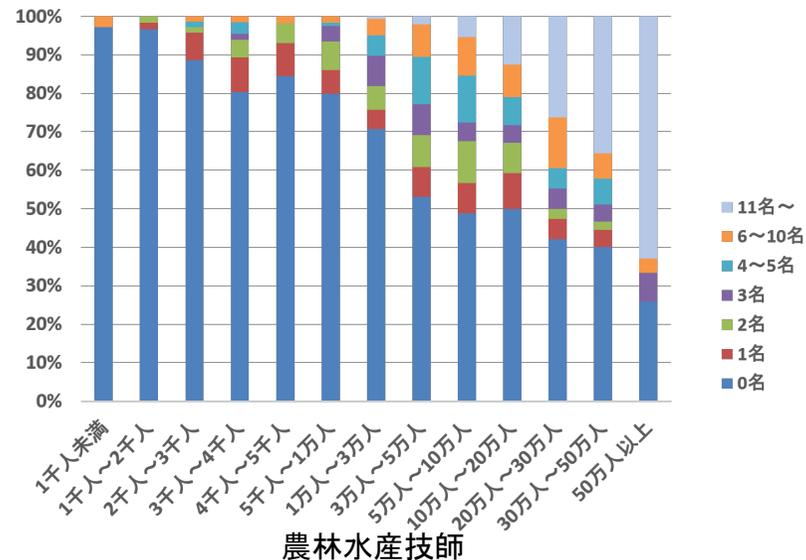
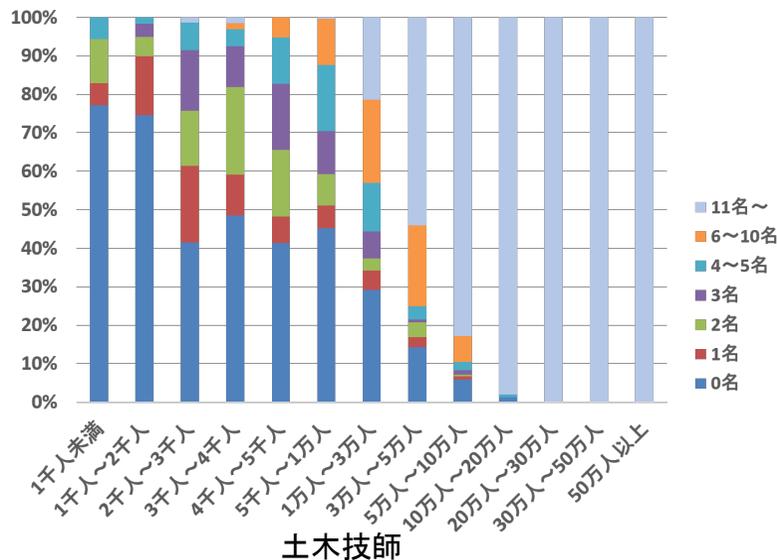


【一般行政】	
防 災	( 3 4 7 . 1 )
児童相談所等	( 2 7 4 . 5 )
福祉事務所	( 1 6 9 . 6 )
観 光	( 1 6 5 . 7 )
企画開発	( 9 0 . 6 )
総務一般	( 8 5 . 0 )
清 掃	( 4 6 . 0 )

【教育】	
特別支援学校	( 1 5 2 . 2 )
義務教育	( 8 5 . 8 )
給食センター	( 2 3 . 4 )

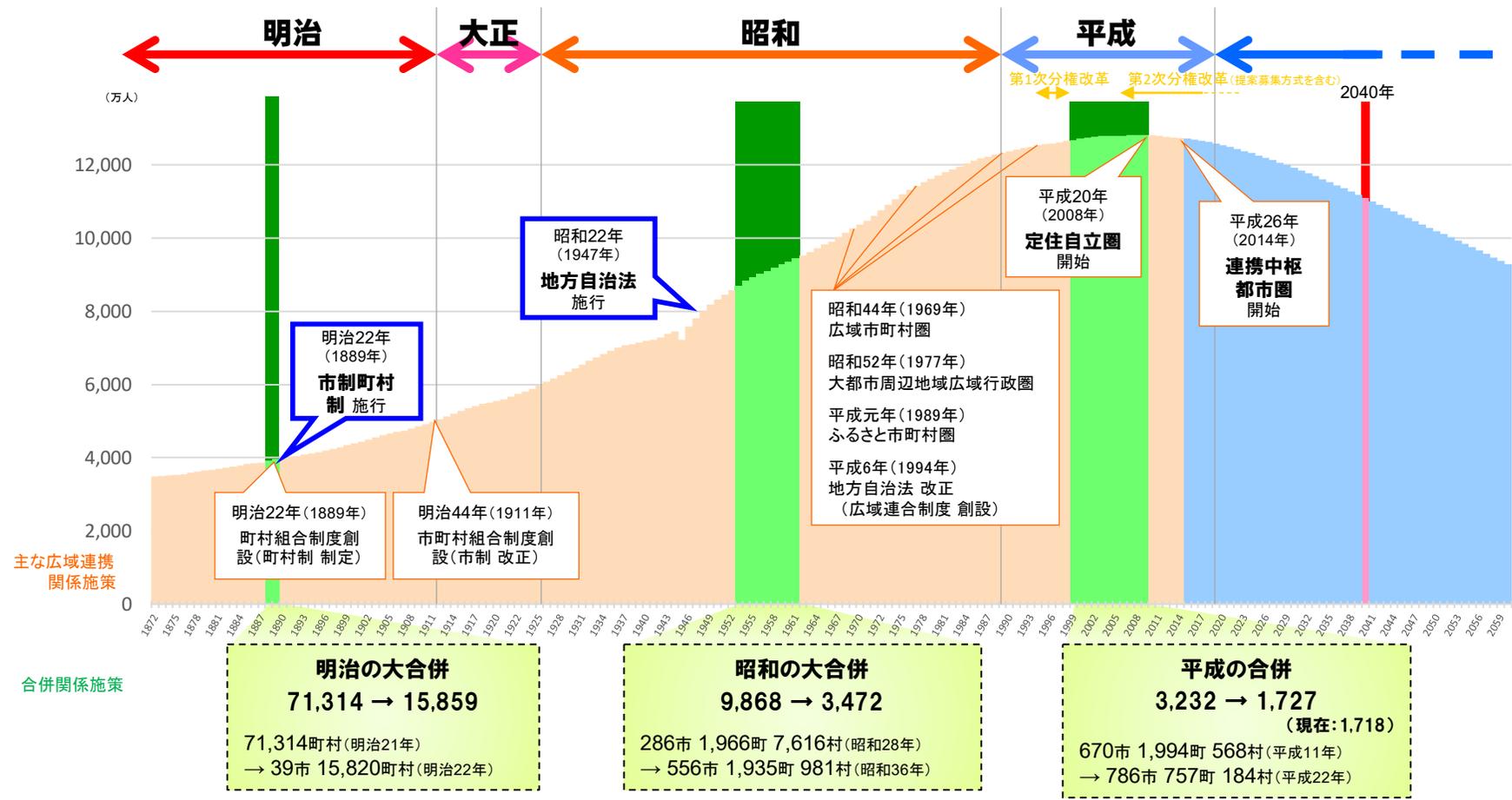
# 地方公務員の専門人材の状況

○ 各施策分野に共通して、小規模市町村においては、専門職員が配置されない又は仮に配置されたとしても少人数の専門職員しか配置されていない状況が伺える。



# 人口増加等と地方行政体制の整備（合併・広域連携関係施策の変遷）

- 市町村は、市制町村制（明治22年（1889年））以後、合併や広域連携施策を繰り返し講じることによって、人口増加や経済成長、地方分権に伴う行政需要の増大・高度化に対応できる地方行政体制の整備を進めてきた。
- 今後は人口減少に対応する観点から、自治体行政のあり方を見直す必要がある。



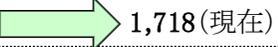


## 「市町村の合併の特例に関する法律」(平成16年法律第59号)

- H16に5年間の限時法(H22.3月末失効)として制定。H22改正により、合併推進のための措置を廃止し、合併の円滑化のための措置(※)を定める特例法とした上で、10年間延長。R2.3月末で失効。

※ 議会の議員の定数又は在任に関する特例、普通交付税の合併算定替、住民発議・住民投票、合併特例区 等

## 基礎自治体についての現状認識と今後の課題

市町村数: 3,232 (H11.3.31現在)  1,727 (H22.3.31現在)  1,718 (現在)

- H11以来の全国的な合併推進運動(～H22.3)を経て、市町村合併は相当程度進捗。これにより、多くの市町村において行財政基盤が強化。  
※ 多くの合併市町村で、専門職員の配置、組織の充実、行財政の効率化等、様々な成果が発現。周辺部の旧市町村の活力が失われているといった課題に対しては、支所等の設置、地域自治区の活用等の様々な取組。
- 今後、人口減少はさらに加速し、2040年頃、高齢者人口はピークを迎える。人口減少と高齢化は、地方圏の一部の市町村ばかりでなく、指定都市、県庁所在市、三大都市圏も含めて、全国的に進行。こうした人口構造の変化は、基礎自治体による行政サービス提供の持続可能性にも影響を及ぼすこととなる。一方で、人口構造の変化の現れ方は、地域ごとに大きく異なる。

## 今後の基礎自治体による行政サービス提供体制についての考え方

- 市町村の現在の状況や課題、今後の変化の現れ方は多様。首長、議会、住民等がともに、地域の未来像について議論を重ねた上で、行政サービス提供のために必要な経営資源をどのように確保していくのか、地域の置かれた状況に応じて自ら判断し、地域や組織の枠を越えた連携、技術を活かした対応など、長期的な視点で必要な対応を選択していくことが重要。
- 地域の枠を越えた基礎自治体による行政サービスの提供体制については、引き続き、各市町村において、基礎自治体として担うべき役割を踏まえ、自主的な市町村合併、市町村間の広域連携、都道府県による補完などの多様な手法の中から最も適したものを自ら選択できるようにすることが適当。
- 自主的な市町村合併という手法は、行財政基盤の強化の手法の1つとして、引き続き必要。地域によっては、行財政基盤を中長期的に維持していくための手法として検討することも考えられる。

## 市町村合併についての今後の対応方策

- 現行法の期限後においても、自らの判断により合併を進めようとする市町村を対象として、引き続き、現行法で設けられている合併の円滑化のための措置を講じることができるよう、現行法の期限を延長すべき。
- 国及び都道府県は、引き続き、既に合併した市町村に対する必要な支援を行っていくべき。

# 第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」の概要（令和2年6月26日総理手交）

## 1. 基本的な認識

- **2040年頃にかけて人口減少・高齢化等の人口構造の変化が進み**、更新時期の到来したインフラは増加。支え手・担い手の減少など資源制約に伴い、地域社会の持続可能性に関する様々な課題が顕在化  
「地域の未来予測」を踏まえ、**技術を活かした対応、地域や組織の枠を越えた連携**を長期的な視点で選択する必要
- **新型コロナウイルス感染症への対応を通じ**、住民に身近な**地方公共団体が提供する行政サービスの重要性**や、人、組織、地域がつながり合う**デジタル社会の可能性**が広く認識。また、**人口の過度の偏在に伴うリスク**が浮き彫りに。

地方行政のあり方を変化・リスクに適応したものへと転換する必要

### 目指すべき地方行政の姿

**地方行政のデジタル化** (→2) → Society5.0における技術の進展を最大限活用し、時間/場所を問わず迅速/正確な行政サービスの提供を推進

**公共私連携** (→3) / **地方公共団体の広域連携** (→4)

- 資源制約の下でも、地域に住民が安心して快適に生活を営む地域社会を形成/都市・地域のスマート化の実現
- 都道府県間の連携・協力によって、人の往来が活発な大都市圏の広域課題に対応

**地方議会** (→5)

- 資源制約の下で一層重要な役割を果たせるよう、多様な住民の参画を推進

## 2. 地方行政のデジタル化

- ✓ 従来の技術や慣習を前提とした行政体制を変革。Society5.0における技術の進展を最大限活用し、スマートな自治体行政へ
- ✓ マイナンバー制度は国・地方を通じたデジタル化の基盤に。地方行政のデジタル化に向けて、国が果たすべき役割はより重要に

### ① 国・地方を通じた行政手続のデジタル化

- 行政手続のオンライン化をはじめ地方行政のデジタル化は、住民が迅速/正確に行政サービスを楽しむために不可欠
- 国・地方共通の基盤であるマイナンバー制度の活用とマイナンバーカードの機能発揮を通じた普及を図り、行政手続のデジタル化を推進

### ② 地方公共団体の情報システムの標準化

- 国は、地方公共団体の基幹系システムについて、法令に根拠を持つ標準を設定。地方公共団体は、原則として、当該標準に則って各事業者が開発したシステムを利用

### ③ AI等の活用

- 国は、地方公共団体のAI等の技術開発を支援  
幅広く活用すべき技術の全国利用を促進

### ④ 人材面の対応

- 国は、地方公共団体のICT専門人材の確保等を支援

### ⑤ データ利活用と個人情報保護制度

- 官民相互のデータ利活用を円滑化していくことが重要であり、それに対応した個人情報保護制度の積極的な議論を期待

# 第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」の概要（令和2年6月26日総理手交）

## 3. 公共私連携

✓ 住民に必要なサービスを確保していくため、行政のほか、コミュニティ組織、NPO、企業等の地域社会の多様な担い手の連携が重要に

### ① 連携・協働のプラットフォーム構築

- 地域の多様な主体の連携・協働のプラットフォームを市町村が構築
- 民間人材と地方公務員の交流環境の整備  
(例：多様な任用形態・兼業許可の活用等)

### ② 地縁法人制度の再構築・共助の担い手の基盤強化

- 地域課題への取組を行う地縁法人制度として、認可地縁団体制度（自治会による不動産保有のための法人制度）を再構築
- 市町村は、共助の担い手に人材・資金・ノウハウ等を支援  
(例：地域運営組織・集落ネットワーク圏、地域おこし協力隊・企業人)

## 4. 地方公共団体の広域連携

### 広域連携による基礎自治体の行政サービス提供

✓ 地域において住民が安心して快適に生活を営むことができるようにするため、住民の生活機能の確保や、持続可能な都市構造への転換・都市/地域のスマート化の実現などのまちづくりなどのため、市町村による他の地方公共団体との自主的な連携が重要

### ① 市町村連携の課題への対応

- 定住自立圏、連携中枢都市圏等の市町村連携の取組を深化
    - ✓ 連携計画の作成等の役割を担う市町村と、他の市町村による連携施策のPDCAサイクルの整備
    - ✓ 公共私連携の強化のため、共私からの意見聴取・提案検討
    - ✓ 市町村連携を前提として、都道府県からの積極的な事務移譲
- が重要  
※法制度化には、関係者と十分な意見調整が必要

### ② 都道府県による市町村の補完・支援体制の強化

- 多様な市町村の現状を踏まえ、きめ細やかな都道府県による補完・支援が必要
- 市町村から都道府県に役割分担の協議を要請する仕組みも検討

### ③ 多様な連携による生活機能の確保

- 多様な市町村間の広域連携により住民の生活機能を確保(関係市町村に適切に財政措置)

### 都道府県の区域を越えた連携

✓ 広域課題への対応には、都道府県間の一層緊密な協力関係が必要に

### 都道府県の区域を越えた広域課題への対応

- 大規模な災害や感染症への対応など、都道府県を越えた広域的な課題に対し、都道府県相互の協力関係の構築が必要
- 人口の移動が特に多い東京圏では、国も連携し、継続的に協力・調整を行う体制の構築が必要

## 5. 地方議会

✓ 資源制約に伴って合意形成が困難な課題が増大する中、住民の多様な意見を反映しながら合意形成を行う場である地方議会に、より多様な層の住民が参画できるようにすることが必要

【無投票当選者割合】

都道府県26.9%、指定都市3.4%、市2.7%、町村23.3%

### ① 請負禁止の緩和

- 禁止される請負の範囲の明確化等（個人の請負の一部緩和も検討）

### ② 立候補環境の整備

- 立候補に伴う不利益取扱いを禁止

# 多様な広域連携の推進

- ・ 2040年頃にかけて生じる人口構造の変化やインフラの老朽化等の変化・課題に的確に対応し、持続可能な形で住民生活を支えるためには、地方公共団体がそれぞれの強みを活かし、資源を融通し合うなど、地域の枠を越えた連携が重要。
- ・ 市町村による他の地方公共団体との連携は、地域の実情に応じ、市町村間の広域連携、都道府県による補完・支援など、多様な手法の中から、最も適したものを選択することが適当。

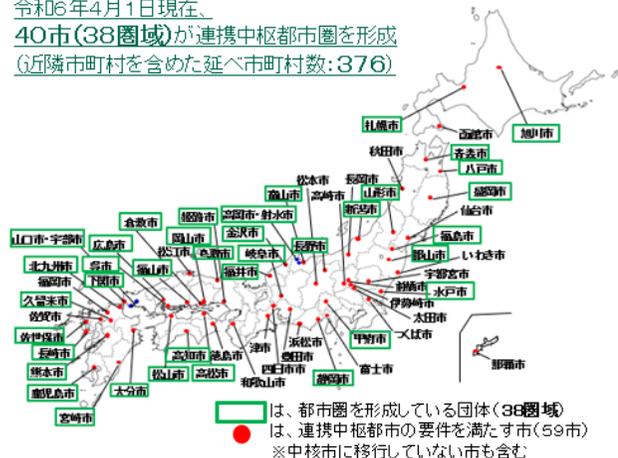
## 連携中枢都市圏等の取組の深化

広域的な産業政策等の取組に加え、施設・インフラ等の共同活用による生活機能の確保など、合意形成が容易ではない課題にも対応し、取組を深化させることが必要

### 連携中枢都市圏

- 中心市要件
  - ①指定都市又は中核市 ②昼夜間人口比率おおむね1以上 ③原則三大都市圏以外
- 連携中枢都市圏形成のための手続き
  - ①連携中枢都市宣言 ②連携協約の締結(連携中枢都市と連携市町村、それぞれにおいて締結) ③都市圏ビジョンの策定
- 主な財政措置
  - (1)連携中枢都市の取組に対する包括的財政措置
    - ・「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対し普通交付税措置(圏域人口に応じて算定/例:圏域人口75万で約2億円)
    - ・「生活関連機能サービスの向上」の取組に対し特別交付税措置(措置率0.8。上限あり(1市当たり年間1.2億円程度を基本として、人口・面積等を勘案して設定))
  - (2)連携市町村の取組に対する特別交付税措置
    - 措置率0.8(1市町村当たり年間1,800万円を上限)

令和6年4月1日現在、  
40市(38圏域)が連携中枢都市圏を形成  
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:376)



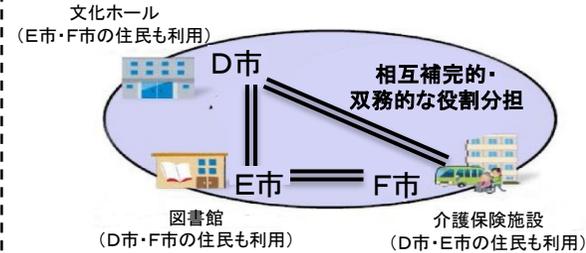
### 連携中枢都市圏

- ①経済成長のけん引
- ②高次の都市機能の集積



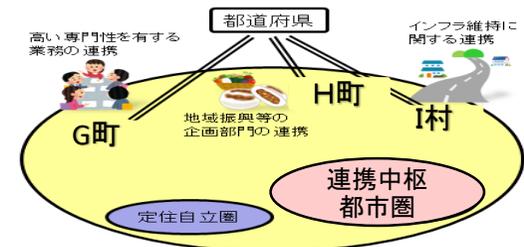
## 連携中枢都市圏等以外の市町村間の広域連携

核となる都市がない地域や三大都市圏においても、安定的・継続的な広域連携による生活機能の確保等の取組が必要



## 都道府県による市町村の補完・支援

個々の市町村の規模・能力や市町村間の広域連携の取組状況に応じて、これまで以上にきめ細やかな都道府県による補完・支援が必要



# 連携中枢都市圏における計画の共同策定事例

- 連携中枢都市圏では、中心となる都市と、連関性の強い近隣市町村が一体となって、様々な事務・施策を実施している。その中には、市町村間の利害調整を伴う計画の共同策定に積極的に取り組んでいる事例も見られる。

## 地域公共交通網形成計画の策定(八戸圏域)

- 圏域内のすべての自治体で地域公共交通網形成計画を共同策定。
- 自治体の区域をまたぐ広域的な路線の再編や新規設定を定める。

## 「広域的な立地適正化の方針」の策定(播磨圏域)

- 圏域内の複数自治体で「広域的な立地適正化の方針」を策定。
- 救急救命センター等の高次都市機能に関し、自治体間の連携や整備の役割分担等を記載。

## 地球温暖化対策に係る地方公共団体実行計画の策定(熊本圏域)

- 圏域内のすべての自治体で地方公共団体実行計画を共同策定。
- 地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制について記載。

## 国土強靱化地域計画の策定(八戸圏域)

- 圏域内のすべての自治体で国土強靱化地域計画を合同して策定。
- 各市町村が共通して作成する総論部分をまとめて作成するほか、避難に関する連携等を記載。

### 【参考】第32次地方制度調査会答申(令和2年6月26日総理手交) 抜粋

近年、市町村が、個別行政分野の法令に基づいて計画を作成する事務が増加しているが、**定住自立圏・連携中枢都市圏の取組として共同で作成している**事例も見られる。こうした手法は、広域連携の取組内容の深化や、増加している**法定計画作成の負担軽減に資する**と考えられることから、地方公共団体による計画作成の義務付けについては必要最小限となることを前提に、国は、地方公共団体による計画作成に関する立法を行う場合には、できる限り共同作成が可能になるようにし、また、可能であることを明らかにすることが適当である。

# 三大都市圏での水平的な連携の事例

- 国分寺市は、隣接する国立市（H13.9～）、府中市（H15.2～）、小平市（H25.11～）、立川市（H27.6～）と図書館の相互利用を実施。
- また、国分寺市と国立市は、「国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ」を共同で設置。同プラザには、両市の市民窓口があり、住民票や印鑑証明書等の発行、図書館書籍の貸出・返却等が可能となっているほか、両市民が利用可能なオープンスペースや会議室も配置。



(出典) 国分寺市資料をもとに事務局作成

## 国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ



<参考> 国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザに係る費用負担について

- ① 建設費: 施設の専有面積の割合を基に、国分寺市が3分の1、国立市が3分の2を負担
- ② 維持管理費: 施設の利用面積の割合を基に、国分寺市が100分の45、国立市が100分の55を負担

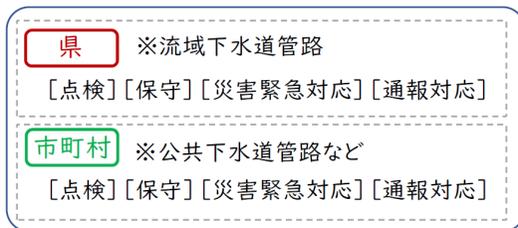
- 秋田県では、県内の一部市町村と事務の委託などにより、下水道事業を協力して推進。
- これらの既存の取組に加え、令和5年3月に県及び県内全市町村（25市町村）で、生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結し、県内全域の課題に対応。

## 既存の取組

① 県と秋田市の下水道統合（令和2年度統合完了）



② 下水道管路の包括民間委託  
法定点検業務等を対象として、  
包括的民間委託により対応（令和4年度～）



各々発注していた業務を大括り化し、共同発注

・県+関連7市町村で管路の包括的民間委託  
[対象施設:約900km、期間:R4~R6]

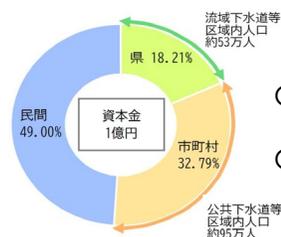
③ 下水汚泥の広域処理

県が市町村等から「事務の委託」を受けて（平成27年2月～）、流域下水処理場内の施設で一体的に資源化（施設供用開始時期：（県北）令和2年度～（県南）令和7年度予定[下記]）

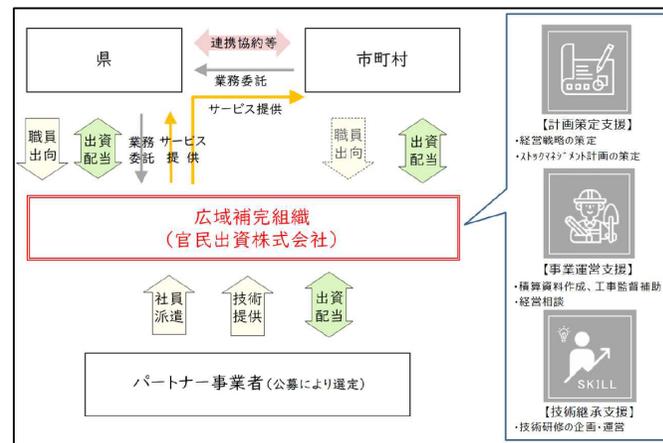


## 連携協約による取組

上記①～③のような広域化・共同化の取組は引き続き実施。  
新たな取組として、令和5年3月に秋田県と県内全市町村で連携協約を締結。  
県内全域における下水道事業に関する経営戦略等の計画策定や技術承継支援のため、令和5年11月に官民出資株式会社を設立予定。



- 資本金 1億円  
（県出資額は18,210千円）
- 出資構成 県が51%  
パートナー事業者が49%



# (参考) 共同処理制度の概要

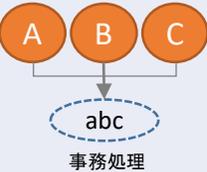
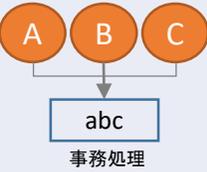
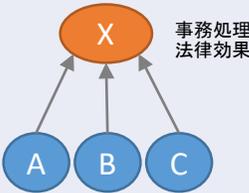
共同処理制度	制度の概要	運用状況(R5.7.1現在)
法人の設立を要しない簡便な仕組み	<b>連携協約</b> 地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。	○締結件数:467件 ○連携中枢都市圏の形成に係る連携協約:348件(74.5%)、その他:119件(25.5%)
	<b>協議会</b> 地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。	○設置件数:227件 ○主な事務:消防59件(26.0%)、救急26件(11.5%)、広域行政計画22件(9.7%)
	<b>機関等の共同設置</b> 地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。	○設置件数:445件 ○主な事務:介護区分認定審査128件(28.8%)、公平委員会106件(23.8%)、障害区分認定審査106件(23.8%)
	<b>事務の委託</b> 地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。	○委託件数:6,815件 ○主な事務:住民票の写し等の交付1,338件(19.6%)、公平委員会1,167件(17.1%)、競艇864件(12.7%)
	<b>事務の代替執行</b> 地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。	○代替執行件数:3件 ○上水道に関する事務:1件、簡易水道に関する事務1件、公害防止に関する事務:1件
別法人の設立を要する仕組み	<b>一部事務組合</b> 地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	○設置件数:1,392件 ○主な事務:ごみ処理387件(27.8%)、し尿処理304件(21.8%)、消防・救急各267件(19.2%)
	<b>広域連合</b> 地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。	○設置件数:117件 ○主な事務:後期高齢者医療52件(44.4%)、介護区分認定審査45件(38.5%)、障害区分認定審査30件(25.6%)

(注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。

(注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。

(注3) 協議会、機関等の共同設置、一部事務組合、広域連合の事務件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

# (参考) 事務の共同処理制度の比較

	連携協約	協議会 (管理執行)	機関等の 共同設置	事務の委託	事務の 代替執行	一部事務 組合	広域連合
位置づけ	地方公共団体相互間の協力					地方公共団体の組合	
連携 イメージ							
組織	法人格をもたない					独立した法人格あり	
	—	構成団体の職員が処理 ※機関が存在しない	構成団体の職員が処理 ※機関が存在する	受託団体が事務を処理	一方の団体(A)が他方の団体(B)の事務を処理		
法律効果の帰属 (括弧内は条文を要約)	—	各構成団体に帰属 (普通地方公共団体(又はその機関)が管理し執行したものとしての効力を有する)	各構成団体に帰属 (普通地方公共団体は、共同して、内部組織、委員会等を置くことができる)	受託団体(A)に帰属 (普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、管理し執行させることができる)	他方の団体(B)に帰属 (普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、当該他の団体(又は執行機関)の名において管理し執行することができる)	一部事務組合に帰属	広域連合に帰属
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な方針や役割分担を定める仕組み(管理及び執行することはない)</li> <li>双務契約に類似</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会固有の財産・職員を有しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務の管理及び執行に関する法令等の適用は、構成団体の機関と同—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受託団体は受託事務を自己の事務として処理(委託した団体は権限がなくなる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替執行事務の処理権限は、代替執行を求めた地方公共団体に残る</li> <li>民法の代理に相当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財産を保有できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財産を保有できる</li> <li>首長を直接選挙できる</li> <li>連合長に代えて理事会を置くことができる</li> </ul>

# 「地域の未来予測」について

## 「地域の未来予測」とは

- ・従来の一般的な計画等では十分着目されてこなかった地域の課題に気付きを与えるもの
- ・「地域の未来予測」については直感的に分かりやすくするための工夫が必要
- ・「地域の未来予測」を作成すること自体が目的ではなく、当該「地域の未来予測」を踏まえて住民等に積極的な参加を促しながら「目指す未来像」を議論し、その結果を様々な政策や計画に反映していくことが重要として周知

【要件】 それぞれの地域が、「目指す未来像」の議論の材料となる重要な将来推計データを整理し、以下の要件を満たすもの。

- ①行政需要や経営資源に関する長期的な変化・課題の見通しを、客観的なデータを基にして整理したもの。
- ②各分野の推計の前提となる人口や人口構造の変化及び施設・インフラの老朽化等に関して長期的な将来推計を行ったもの。
- ③②を踏まえて複数の分野についての長期的な変化・課題の見通しを整理したものであるもの。

【作成単位】 市町村、市町村における一部の地域、複数の市町村のいずれで作成することも有効。

## 【分野】

- 人口や人口構造の変化及び施設・インフラの老朽化等の影響を大きく受ける分野のうち、人口等を基礎として長期見通しの推計が可能な分野であって、施設・インフラをはじめとしたサービス提供体制の見通しに長期的な視点での検討が必要な分野
- 具体的には、例えば、i 子育て・教育、ii 医療・介護、iii 公共交通、iv 衛生、v 防災・消防、vi 空間管理等が考えられる。

### 京都府北部地域連携都市圏

(福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町並びに与謝野町)

#### 推計結果の概要

人口・行政職員数が減少していく中、2040年頃には半数以上の施設が大規模改修時期を迎え、介護・医療需要は増加していく。

#### 想定される変化・課題

人口減少、廃棄物の分別・資源化により処理施設の規模が相対的に過大となり、施設効率の低下と長寿命化に係る改修コストの増大が懸念される。

【施設・インフラ】各種施設等の更新・位置情報（文化施設）



市町	竣工年	経過年数 (2040年時点)	構造	延床面積 (㎡)	備考
福知山市	1962年	78年	SRC造	3,763	2001年改修済
舞鶴市	1983年	57年	RC造	5,398	2014年改修済
綾部市	1983年	57年	RC造	3,478	
京丹後市	1980年	60年	SRC造	2,628	

【財政措置】 「地域の未来予測」を共同で作成するための経費や、これに基づく取組に要する経費に対して以下のとおり措置する。

- ①「地域の未来予測」の共同作成及び「目指す未来像」の議論に要する経費への特別交付税措置  
(措置率0.5／対象経費の上限額(1市町村あたり)500万円)
- ②「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組のうちソフト事業に要する経費への特別交付税措置  
(措置率0.5／対象経費の上限額(1市町村あたり)1,000万円)(「地域の未来予測」の公表から3年以内実施するソフト事業に限る。)

## 基本認識

### ○新型コロナの感染症危機がもたらした社会の急激な変化は、我が国がこれまで十分対応できていなかった課題を顕在化。

新型コロナ対応において感染状況把握などでデジタル技術の活用が進み、その可能性が広く認識。生成AIの登場など社会のDXは一層加速し、行政サービスの変革の期待。

人口減少・高齢化で各地・各分野で人材不足が生じ、地方の専門人材の確保が困難に。出生数は減少が継続。新型コロナの影響もあり、市町村の連携・協力の取組は道半ば。

災害、感染症への備えが進められてきたにもかかわらず、新型コロナの感染症危機に際して、想定されていなかった事態が相次ぎ、国と地方の役割分担等の様々な課題が指摘。

今後の地方行政のあり方に関し以下の課題への対応が必要

## 1. DXの進展を踏まえた対応

- デジタル技術を積極的に活用した業務改革を進め、人口減少により経営資源が制約される中で、職員等のリソースをより創意工夫を要する業務にシフト。
- 国・地方におけるデジタル化の共通基盤等の整備や、情報セキュリティの確保、デジタル人材の確保・育成等を促進。

## 2. 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携

- 地方公共団体の経営資源が制約される中で、持続可能な形で行政サービスを提供し住民の暮らしを支えていくため、地方公共団体が、地域や組織の枠を越えて資源を融通し合い、他の地方公共団体や地域の多様な主体と連携・協働していく取組を深化。

## 3. 大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応

- 新型コロナ対応に際しての国と地方の役割分担等の課題を踏まえ、現行の地方自治法の国と地方の関係等の一般ルールを尊重しつつ、大規模な災害・感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす様々な事態に対して国と地方を通じた的確な対応が可能となるよう、地方自治法に国と地方の関係等の特例を設ける必要。

## 1. DXの進展を踏まえた対応

### (1) DXによる地方公共団体の業務改革

#### ① フロントヤードのデジタル化

- ・ オンライン手続へのシフト、マイナンバーカードを用いた公共サービスの改革、申請書の標準化等を推進。

#### ② バックヤードのデジタル化

- ・ 国の支援の下、標準準拠システムへの円滑・安全な移行が必要。

#### ③ フロントヤード・バックヤードのデジタル化の一体的取組

- ・ 地方税以外の公金収納についてeLTAXを幅広く活用可能に。

#### ④ デジタル技術を活用した意思形成と住民の参画

- ・ より効果的に、意思形成に向けてデータを活用。生成AIなど最先端技術の適切な活用を含め、優良事例を横展開。

### (3) 地方公共団体における情報セキュリティとデジタル人材

#### ① 地方公共団体における情報セキュリティの確保

- ・ 国が示す情報セキュリティ対策に係る指針を基に、地方に対し、情報セキュリティ対策の方針の策定義務及びその方針に基づく措置の実施義務を課し、対策の実効性を担保することを検討。

### (2) 国・地方におけるデジタル化の共通基盤・共通機能等

- ・ 共通的なインフラやアプリケーションは、広域又は全国で共通化して整備。全国的な共通基盤・共通機能の整備については、地方の創意工夫を活かしつつ、国が制度面、財政面を含め役割を果たす。

…国と地方の役割分担の原則からも、国が役割を果たすべき、全国的な規模・視点の施策・事業、全国的に統一して定めることが望ましい活動に該当

- ・ 国・地方間の情報共有を効率化すべき個別分野において、国・地方がそれぞれの情報をクラウド上に保存し、必要な範囲で互いの情報を活用する仕組みを、各主体による情報の適切な管理を前提に、積極的に推進。

#### ② デジタル人材の確保・育成

- ・ 国がデジタル人材の育成・確保に係る指針を策定し、職員の育成、外部人材の確保、都道府県・指定都市等による市町村支援等を促進。

## 2. 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私との連携

### (1) 地方公共団体相互間の連携・協力

- ・ 市町村の自主的な連携による公共施設の集約化や専門人材の確保等の取組が重要。その上でニーズに応じた都道府県等による調整・支援を促進。
- ・ 「地域の未来予測」\*を踏まえた、目指す未来像の議論を積極的に支援。

※ 行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題の見直し

### (2) 公共私との連携

- ・ 地域の多様な主体と連携・協働して地域課題の解決に取り組む主体の位置付けについて、法律上、市町村の判断で明確化することを可能に。
- ・ 地域コミュニティ活動の持続可能性向上のため、デジタル技術の活用、行政協力業務の棚卸しが必要。

## 3. 大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応

(略)

## 第3 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携

### 1 地方公共団体相互間の連携・協力

#### (2) 公共施設等の集約化・共同利用

高度経済成長期以降に整備された施設・インフラの老朽化が課題となる中、各地方公共団体は、その所有する公共施設の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めた公共施設等総合管理計画を策定し、長期的視点を持って、公共施設の更新や統廃合、集約化、長寿命化などに取り組んでいる。今後ますます課題の深刻化が懸念される状況においては、各地方公共団体での取組だけでなく、他の地方公共団体と連携して、公共施設の集約化・共同利用や長寿命化に取り組むことが効果的と考えられる。

しかしながら、公共施設の集約化・共同利用は、施設の廃止の議論にも踏み込む必要が生じるなど合意形成のハードルが高く、地域を超えて取り組む場合の利害調整には特に困難を伴うため、広域での集約化・共同利用の取組が十分には進んでいないものと考えられる。このため、市町村間の広域連携においては、(1)で述べたような円滑な合意形成に向けた取組を通じ、各市町村が、広域的な公共施設の集約化・共同利用にも積極的に取り組むことが期待される。

また、地域によっては、都道府県が調整や事務局機能といった役割を担うことで、市町村間での公共施設の集約化・共同利用に関する議論が円滑に進んでいる事例も見られる。地域の実情や市町村のニーズを踏まえつつ、都道府県には、自らが市町村等と連携して公共施設の集約化・共同利用に取り組むことや、広域自治体としての役割を発揮して、市町村間での合意形成が円滑に進むよう、適切な助言や調整、支援を行うことが期待される。

国としても、このように、市町村間の連携や都道府県と市町村との連携を促進しやすい環境を整えるため、適切に支援していくことが期待される。

- 「公共施設等総合管理計画」は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、地方公共団体が所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。
- 総合管理計画の策定・改訂に当たっては、広域的視野をもって計画を検討することが望ましいとされている。

## ○総務省「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」（平成26年4月22日通知、令和4年4月1日改訂）

### 第二 総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項

#### 六 市区町村域を超えた広域的な検討等について

総合管理計画の策定・改訂に当たっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。また、都道府県にあっては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましいこと。

全1,788団体中1,787団体で策定(令和4年3月31日時点)



## 公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）

- ・ 個別施設計画に位置付けられた公共施設の集約化事業又は複合化事業であって、全体として延床面積が減少する事業が対象。

※「個別施設計画」とは、「公共施設等総合管理計画」に基づき、地方公共団体が個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

### 集約化・複合化事業費

公共施設等適正管理推進事業債（**充当率90%**）

元利償還金の50%を地方交付税措置

一般財源

- ・ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。複数団体が連携した事業例として秋田県・秋田市の「県・市連携文化施設整備事業」等がある。23

- 秋田県では、公共施設等の集約化について、市町村との連携を積極的に推進。
- 老朽化した県民会館を、秋田市の文化施設と集約化し、新たに2つの機能を併せ持った施設を県・市双方の負担により整備。

## 事業の概要

秋田県と秋田市は、文化施設の整備に関する基本協定を締結し、老朽化により施設利用者のニーズに対応することが難しくなった秋田県民会館と秋田市文化会館の両施設の機能を集約した、県・市連携文化施設を整備。

## 事業のポイント

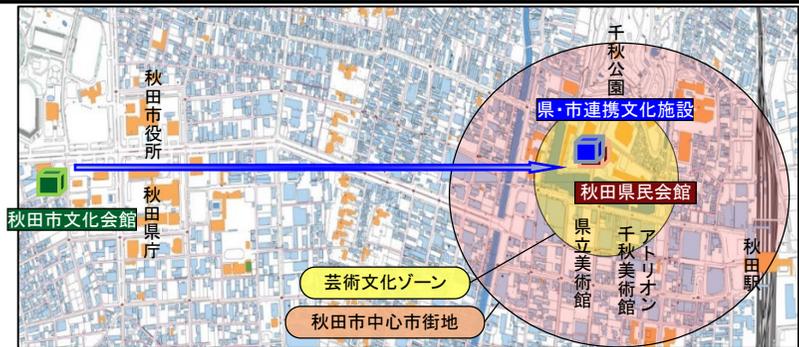
### 県・市連携協定締結の経緯

- 平成25年度  
知事と市長が、老朽化が進む両施設について、「県市連携による再編整備の検討」を表明(H25.4)
- 平成28年度  
県・市連携文化施設の整備に関する基本協定締結(H29.1)

### 県・市連携協定締結 + 集約化

### 県・市連携協定締結のポイント

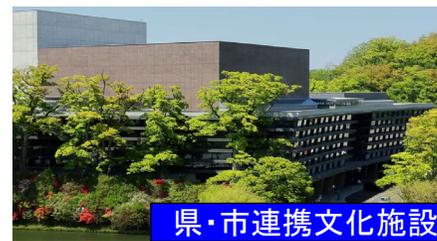
- ◎業務分担…施設を連携して整備するため、県・市双方の職員による推進体制を構築
- ◎負担のあり方…ホール面積割合を基本とし、県・市双方が負担



### 集約化

事業年度：平成29～令和3年度  
県民会館と市文化会館を廃止し、新たに2つの機能を併せ持った施設を県と市が共同整備

(延床面積)  
計：23,588㎡ → 22,653㎡  
県：9,304㎡  
市：14,284㎡ ※約4%減少



県・市連携文化施設  
(あきた芸術劇場ミルハス)

老朽化



秋田県民会館

老朽化



秋田市文化会館

## 事業の効果

- 県と市の共同整備により、それぞれ単独の建替えよりも、整備費と運営管理コストの縮減が図られる。
- 秋田市中心部という立地を活かし、日常的に人が集い交流できる施設となり、まちの賑わいが創出される。
- ホールの一体的・広範な利用が可能となり、これまでは実施することができなかった規模・種類の公演が実施できるようになるなど、発表・鑑賞機会の充実が図られる。

- 大阪府では、府内町村（太子町、河南町及び千早赤阪村）とともに、町村の将来の在り方に関する検討を行った。
- その中で、公共施設の共同利用や集約化には、実施までに時間を要することから早期の検討が必要であり、人口減少を見据え、各団体内での最適化だけでなく、地域としての最適化を検討すべきと指摘。

## ■ 使用目標年度まで運営した場合に必要な維持管理経費

	太子町(万葉ホール)	河南町(ぶくホール)	千早赤阪村(くすのきホール)※大ホール
使用目標年 (個別施設計画より)	2073年(残51年)	2065年(残43年)	2056年(残34年)
維持管理経費	316,120千円	175,319千円	160,616千円
2町1村合計(維持管理費)	652,055千円		

年間あたりの必要な維持管理経費を算出

	太子町(万葉ホール)	河南町(ぶくホール)	千早赤阪村(くすのきホール)※大ホール
維持管理経費 ①	6,199千円	4,077千円	4,724千円

## ■ くすのきホール(大ホール)を用途廃止し、他2ホールを共同利用した場合の年間維持管理経費

	太子町(万葉ホール)	河南町(ぶくホール)	千早赤阪村(2町に対する費用負担)
維持管理経費 ②	3,861千円	2,805千円	3,609千円
単独運用との比較 【②-①】	▲2,337千円	▲1,272千円	▲1,115千円

2町1村合計 ▲4,724千円

町村の将来のあり方に関する勉強会 南河内地域「将来課題の対応方策の検討」  
(令和5年5月)(大阪府/太子町/河南町/千早赤阪村)から事務局作成

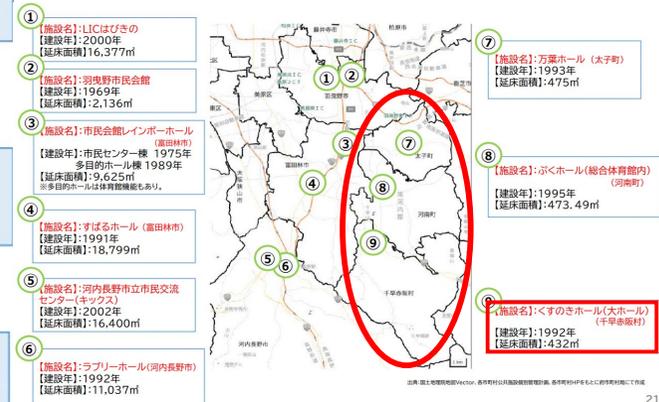
●公共施設等総合管理計画及び個別施設計画記載の使用目標年度まで運営した場合に必要な維持管理経費を試算。

●稼働状況については、どの施設においても低く、維持管理経費の受益者負担率が低い。(公的負担割合が大きい。)

●くすのきホール(大ホール)の照明設備は、利用があればあるほど赤字となる課題を抱えている。

●くすのきホール(大ホール)を用途廃止し、万葉ホール及びぶくホールを共同利用する場合、各施設の維持管理経費を人口で按分した場合の維持管理経費を試算。

●一定のコストメリットがあるが、施設予約が取りづらくなる等、住民サービスの低下につながらないための取組みが必要。



## 大阪府の分析

- 公共施設については、更新や長寿命化には多額の費用を要する。**人口減少を見据え、各団体内での最適化だけでなく、地域としての最適化を検討すべき時期。**なお、実施までには、時間を要することから早期の検討が必要。
- 2町1村で「体育館」「文化ホール」「道の駅」いずれも、稼働状況が良くない施設あり。
- ⇒ 今後さらなる人口減少が見込まれる中、どこまで住民サービスを提供するのか。**地域内での共同利用や集約化を検討すべき。**



### 第3 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私との連携

#### 1 地方公共団体相互間の連携・協力

##### （3）専門人材の確保・育成

少子高齢化・人口減少の局面に入ってから、これまでは、それぞれの地方公共団体が自ら専門人材の確保・育成に取り組んできた。市町村間での連携や都道府県による補完・支援によって専門人材を確保・育成する取組事例は多くは見られない。この結果として、とりわけ規模の小さな市町村を中心として、専門人材の配置が困難な状況が生じている。

生産年齢人口が急速に減少して、人材獲得競争は厳しさを増しており、今後、さらに多くの市町村において、専門人材の確保・育成が課題として顕在化することが見込まれる。このような状況を踏まえると、市町村がそれぞれ単独で専門人材を確保・育成する取組には限界があると考えられる。地方公共団体においては、必要な専門人材を自ら確保・育成する努力に加えて、他の地方公共団体と連携して確保・育成に取り組む視点も一層重要になる。こうした観点からは、都道府県や規模の大きな都市には、専門人材の確保・育成について課題に直面している市町村と認識を共有し、連携して確保・育成に取り組んでいくことがこれまで以上に期待される。

都道府県等が専門人材を確保し、専門性の高い助言や、職員の派遣等の方法により市町村支援を行う現行の制度としては、①平時の技術職員不足に対応しつつ、大規模災害時には、被災地に技術職員を派遣する仕組みや、②地方公共団体のデジタル人材の確保に係る地方財政措置がある。しかしながら、①については、技術職員不足の市町村を支援できる一方、災害派遣時には支援が途切れてしまうことや、②については、市町村における自治体DXの取組を支援する時限的な仕組みであることなどの懸念がある。

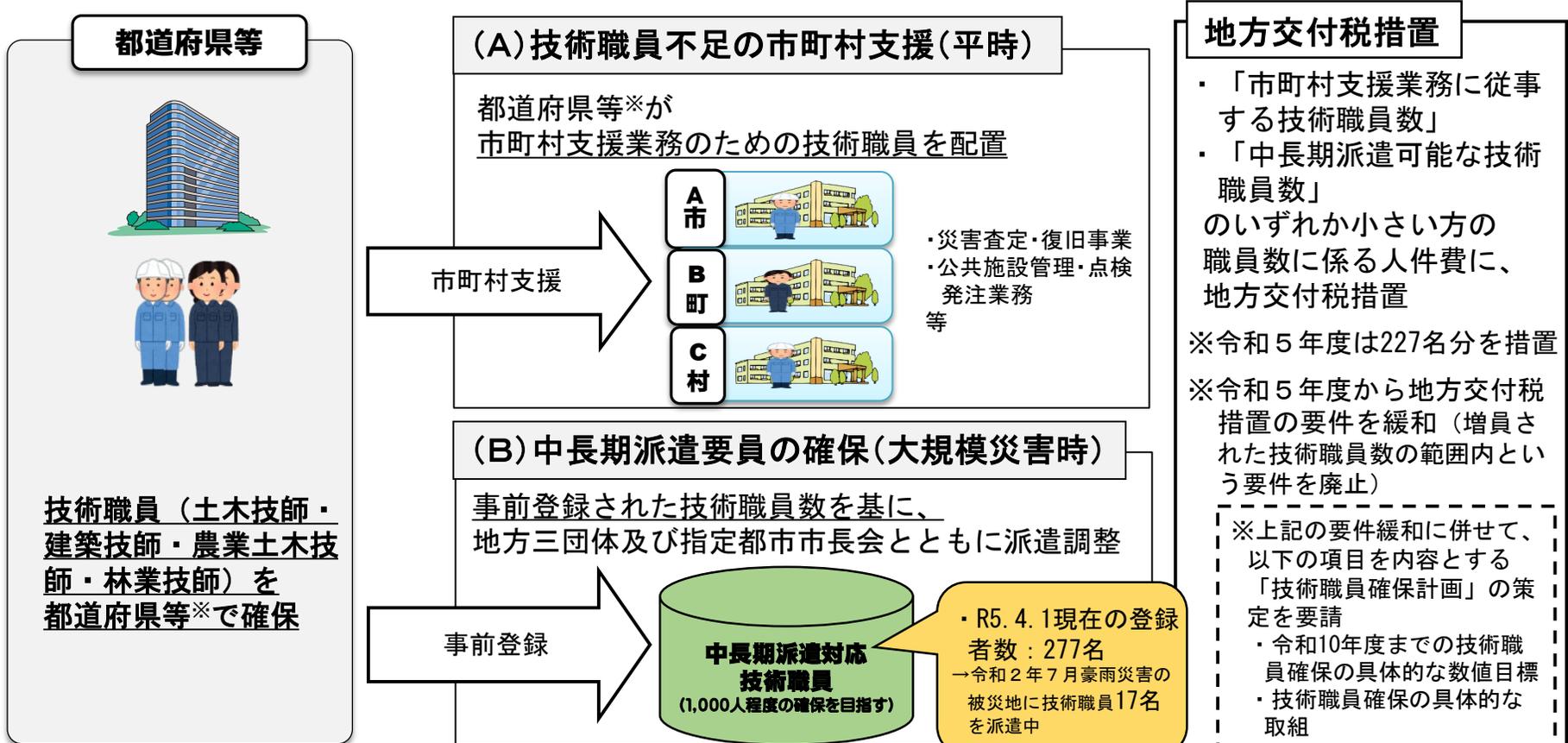
加えて、市町村においては、地域や組織の枠を越えた連携・協働の重要性が高まる中で、上述の技術職員やデジタル人材のみならず、地域の実情を熟知し多様な主体と連携できる人材や、そうした連携の取組を進めることができる人材を確保・育成する視点も、ますます重要になる。

このような、既存制度のみでは専門人材の不足に十分に対応できないという市町村側の懸念や、ますます複雑化・多様化する課題に対応できるようなスキルを有する人材の確保・育成のニーズも踏まえ、国は、支援策を検討する必要がある。

# 復旧・復興支援 技術職員派遣制度（令和2年度～）

- 近年、多発する自然災害への対応や、公共施設の老朽化を踏まえた適正管理が求められる中で、小規模市町村を中心に技術職員の不足が深刻化
- さらに、大規模災害時において、特に、技術職員の中長期派遣のニーズが高い状況

➡ 都道府県等が技術職員を確保し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する仕組み



※市町村間連携として、他市町村の支援業務のために技術職員を確保・配置する市町村を含む

# 地方公共団体のデジタル人材の確保に係る地方財政措置（令和5年度～）

- 都道府県等がデジタル人材を確保し、市町村におけるデジタル化の取組を支援する場合、そのための人材確保経費等に対し令和5年度から特別交付税措置を講ずる。

## 特別交付税措置の概要

### ○ 対象経費

- ・ **都道府県（連携中枢都市等含む）による市町村支援**のためのデジタル人材の確保に要する任期付職員・非常勤職員等の**人件費**、民間事業者への**委託費**等
- ・ 上記の経費の一部につき**市町村の負担金**が生じる場合の当該**負担金**

#### 市町村支援業務の想定事例

- ・ DX・情報化計画等の策定・見直し案の作成
  - ・ 標準化・クラウド化に向けた助言・仕様調整
  - ・ デジタル技術等も活用した業務見直し（BPR）、システム発注支援
  - ・ データ利活用に関する助言
  - ・ 人材育成（研修企画・講師等）
  - ・ セキュリティ研修・監査支援
- 等

### ○ 措置額

- ・ 対象経費に**0.7**を乗じた額

### ○ 対象期間

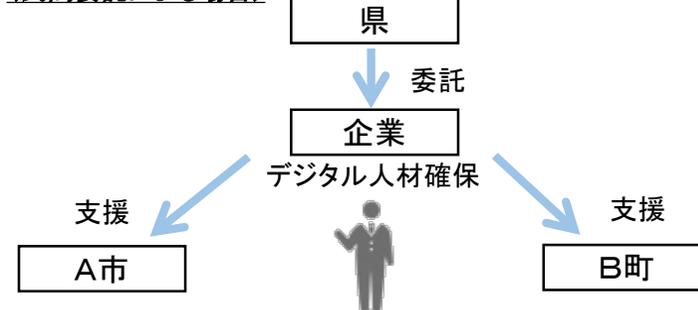
- ・ **令和7年度**まで（「自治体DX推進計画」の計画期間と同様）

#### <都道府県による市町村支援（イメージ）>

（職員として採用する場合）



（民間委託による場合）



# 【新規】地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置の創設

- 地方公共団体において、小規模市町村を中心として、専門性を有する人材の配置が困難な状況が見られることから、都道府県等が、市町村と連携協約を締結した上で、保健師、保育士、税務職員など、当該市町村が必要とする専門性を有する人材を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費について、新たに特別交付税措置を創設。

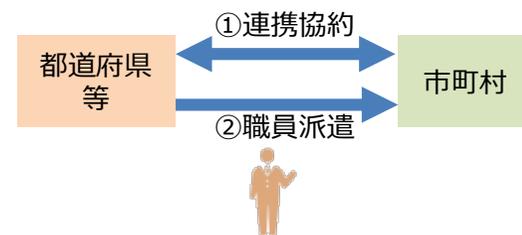
## 地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置の概要

- 都道府県等が、市町村（政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く。）と連携協約（※1）を締結し、当該市町村が必要とする専門性を有する人材（※2）を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費（※3）について、新たに特別交付税措置（措置率0.5）を講ずる。（財政力補正なし）

※1：地方自治法252条の2第1項に規定する連携協約をいう。連携協約には基本方針や役割分担のほか、派遣される職員に求められる専門性などを規定することが必要。

※2：保健師や保育士、税務（地方税の徴収等）や用地（道路建設に伴う買収等）など、様々な分野における専門性を有する人材が対象。なお、技術職員・デジタル人材の確保については、別途、地方交付税措置を講じている。

※3：任期の定めのない常勤職員（①主に市町村支援に従事する職員、かつ、②対象人材（連携協約に規定された専門人材）の業務に従事する職員として採用されている者（又は準じた人事上の取扱いを受ける者））・任期付職員・非常勤職員の人件費が対象。



## 【対象経費等】

(1) 連携協約に基づく専門人材の確保に要する募集経費

- ・ 専門人材を派遣する都道府県等への措置  
派遣する専門人材の職種に係る募集経費 × 0.5  
上限額：100万円/団体

(2) 連携協約に基づき派遣する専門人材の人件費

- ・ 専門人材を派遣する都道府県等への措置  
人件費 × 0.5  
上限額：600万円程度/人  
※市町村からの負担金がある場合は控除  
※自治法派遣の場合は対象外

- ・ 専門人材を受け入れる市町村への措置  
負担金 × 0.5  
※自治法派遣の場合に対象  
※連携協約に基づく派遣先ポストにつき、派遣初年度分のみ措置対象

# (参考) 地方公共団体における人材確保

- 総務省では、平成9年に地方分権推進の要である職員の人材育成を進めるため、地方公共団体が「基本方針」を策定する際に留意・検討すべき事項を提示した「指針」として、「人材育成基本方針策定指針」を策定（現行指針）。
- 令和5年12月には、地方公共団体向けの人材育成に関する現行指針を改正し、人材育成・確保を戦略的に進めるための新たな指針として、「**人材育成・確保基本方針策定指針**」を策定。
- 新たな指針において示された人材確保に係る取組みについては、各団体の実情に即して積極的に検討いただき、地域の実情に応じた多様な人材確保のための試験制度の構築、人材確保活動等に今後とも取り組んでいただくよう依頼。

## < 基本方針の改正等に当たっての基本的な考え方 >

- 求められる職員像・職務分野等に応じ**必要なスキルを明確化**
- **首長等が積極的に関与**、人事担当部局と関係部局が連携
- 特に必要となる人材について、可能な限り**定量的な目標を設定**、定期的に検証、取組改善
- 単独では育成・確保が困難な市区町村への**都道府県の支援、市区町村間の連携の強化**

## < 人材確保の検討事項 >

### (1) 公務の魅力の発信

公務の魅力の広報発信により、より多くの受験者への訴求が必要。特に、専門職・技術職の魅力について積極的に発信すること。

- SNSや動画配信を利用した広報
- インターンシップ
- 技術系若手職員によるWEB面談の実施 等

### (2) 多様な試験方式の工夫

受験者の負担を軽減するような試験方式を実施することも有効。求める人材や能力を明確にした上で、目的に沿った試験方式を検討すること。

- 通年募集枠の設置
- 採用手続の広域化（共同採用方式など）
- 教養試験に代わる適性検査の導入 等

### (3) 多様な人材の採用

経験者採用による多様な経験や知識・技能、専門性を持った人材の確保も重要。採用後の丁寧なフォロー体制を整備すること。

- 新卒一括採用と経験者採用を効果的に組み合わせた複数の採用ルートの設定
- 行政経験者民間経験者などの採用枠の創設 等

### (4) 外部人材の活用

特に専門的な知識・経験を有する外部人材の確保・活用にあたっては、様々な選択肢のうちから、業務の性質等に応じた適切な手段を選択すること。

- アドバイザー業務の委託
- 任期を区切って採用する特定任期付職員としての任用
- 助言等を行ってもらうための特別職非常勤職員としての任用 等

### (5) 市区町村の専門人材の確保に係る都道府県等の支援

- 今後は、単独市区町村での確保のみならず、広域での確保策、特に都道府県が専門人材の確保を支援していくことが重要。
- 自治体自らの人材確保に加えて、特に都道府県が、広域的な行政主体として専門人材の確保を支援するよう検討すること。
- 市区町村の職員採用活動に対する都道府県の協力や、都道府県の主導による共同採用方式の活用等についても検討すること。